Hiratsuka Public Employment Security Office Information

ハローワーク通信

【 秋号（第８号） 令和７年１０月発行 】

今月号の内容（Contents）

★ 就業促進定着手当について（お願い）
★ 雇用失業情勢
★ ユースエール認定制度について
★ 最低賃金がアップしました

平塚公共職業安定所

〒254-0041
平塚市浅間町 10-22
平塚地方合同庁舎

就業促進定着手当について（事業主の方へのお願い）

平塚公共職業安定所
雇用保険給付課

地域の事業所の皆さまにおかれましては、平素から、当所の雇用保険給付業務につきまして格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回は雇用保険給付制度のうち、「就業促進定着手当」について、ご説明とお願いを申し上げます。この手当は雇用保険受給者（従業員の方）に対する給付となっており、平成２６年に創設と比較的新しく、あまり従業員の採用を行っていない事業所の方にとっては馴染みがないものと思います。従業員から採用後半年位が経過してから突然この手当の申請書類の記入を求められ、困惑したケースもあることと存じます。

就業促進定着手当は、早期に再就職をして再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に６か月以上雇用され、かつ再就職先での６か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける直前の賃金に比べて低下した場合に受けられるものとなっております。（原則、受給者本人が申請します。）

支給要件については、厚生労働省のホームページにも掲載しておりますが、ポイントといたしまして、再就職手当の支給を受けた再就職の日から、同じ事業主に引き続き６か月以上雇用保険の被保険者として雇用されていることとなっているため、事業主の都合による出向等であっても、再就職手当の支給を受けた再就職の日から６か月経過前に雇用保険の被保険者資格を喪失した場合には、この手当の支給を受けられなくなりますので、この期間内に従業員の出向等を行う場合にはご留意願います。

次に、申請書の記入と添付書類についてですが、特に誤りが多い項目といたしまして、申請書にご記入いただく期間は、**完全な賃金支払対象期間**が６か月分必要となります。また残業手当等を**翌月**支給する場合においては、７か月目の賃金台帳の添付も必要となります。

事業主の皆さまにおかれましては、申請書の記入及び賃金台帳、出勤簿（タイムカード）のご用意等、大変な労力とご負担をおかけいたしておりますが、受給者（従業員の方）に対して迅速な給付を行うため、確実な資料の作成と必要書類のご用意を、よろしくお願い申し上げます。

8月の有効求人倍率

フルタイム

職種	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
管理的職業	4	16	0.25倍
専門的・技術的職業	548	486	1.13倍
事務従事者	224	799	0.28倍
販売従事者	144	162	0.89倍
サービス職業従事者	489	252	1.94倍
保安職業従事者	79	34	2.32倍
農林漁業従事者	8	23	0.35倍
生産工程従事者	289	265	1.09倍
輸送・機械運転従事者	278	159	1.75倍
建設・採掘従事者	306	36	8.50倍
運搬・清掃・包装等従事者	130	360	0.36倍

求職者１人に対して何人の求人があるのかを示してるのが有効求人倍率です。
８月に平塚職安で有効だった求人数とその職種を希望していた求職者数がもとになっています。

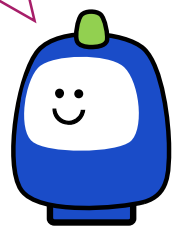

有効求人倍率も職種ごとでさまざまです。
しごと探し、求人募集の参考にしてください。

パートタイム

職種	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
管理的職業	0	3	0.00倍
専門的・技術的職業	323	270	1.20倍
事務従事者	141	471	0.30倍
販売従事者	56	78	0.72倍
サービス職業従事者	582	240	2.43倍
保安職業従事者	23	24	0.96倍
農林漁業従事者	7	15	0.47倍
生産工程従事者	70	92	0.76倍
輸送・機械運転従事者	105	64	1.64倍
建設・採掘従事者	20	9	2.22倍
運搬・清掃・包装等従事者	184	370	0.50倍

近隣のハローワークでの有効求人倍率

	小田原		松田		藤沢		神奈川県	
	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム
管理的職業	0.91倍	0.00倍	0.57倍	0.00倍	0.14倍	0.14倍	0.23倍	0.00倍
専門的・技術的職業	1.05倍	1.03倍	0.98倍	1.05倍	1.05倍	1.14倍	1.20倍	1.22倍
事務従事者	0.32倍	0.28倍	0.23倍	0.34倍	0.19倍	0.18倍	0.21倍	0.27倍
販売従事者	1.08倍	1.28倍	0.95倍	0.70倍	0.72倍	0.33倍	1.07倍	0.67倍
サービス職業従事者	1.76倍	3.00倍	1.29倍	1.87倍	1.48倍	2.35倍	1.74倍	2.79倍
保安職業従事者	0.75倍	8.00倍	2.40倍	4.71倍	0.34倍	4.42倍	4.45倍	9.08倍
農林漁業従事者	1.57倍	0.17倍	0.43倍	0.11倍	0.67倍	1.06倍	0.64倍	0.46倍
生産工程従事者	0.93倍	1.13倍	1.17倍	0.73倍	1.33倍	0.46倍	1.33倍	0.84倍
輸送・機械運転従事者	1.98倍	3.00倍	0.69倍	0.51倍	1.82倍	2.03倍	1.90倍	1.97倍
建設・採掘従事者	4.08倍	0.00倍	5.41倍	2.00倍	4.60倍	0.18倍	5.58倍	1.42倍
運搬・清掃・包装等従事者	0.36倍	0.82倍	0.47倍	0.38倍	0.59倍	0.37倍	0.59倍	0.61倍

中小企業を応援します！！！

ユースエール ご存じですか？

ユースエール認定制度とは・・・

若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

認定企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。

休日が取りやすい！

有休休暇の年平均の
取得日数が
10日以上！
または、
年平均の取得率
70％以上！

残業が少ない！

月平均の
所定外労働時間
20時間以下！
かつ、月平均の
法定時間外労働
60時間以上の
正社員 **０人**！

若者で辞める人が少ない！

新卒者などの
離職率が
20％以下！

詳しくはこちら→ 若者雇用促進総合サイト 検索

お問い合わせ　神奈川労働局　職業安定課　ユースエール担当　045-650-2800

若者の採用・育成に積極的な企業を応援します

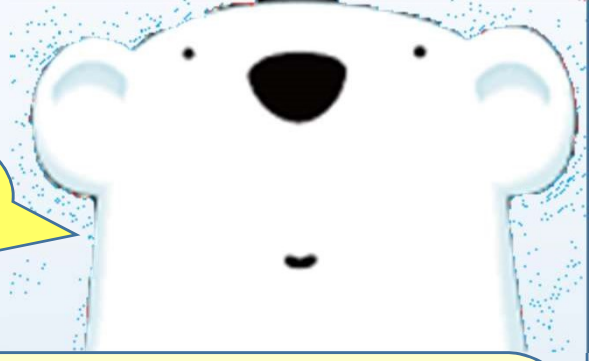

メリット1　ハローワークなどで重点的PR
メリット2　認定企業限定の就職面接会等への参加
メリット3　自社商品・広告などに認定マークの使用が可能
メリット4　日本政策金融公庫による低利融資
メリット5　公共調達における加点評価

ユースエール認定制度を取得するには・・・

県内ハローワークでは「ユースエール認定企業」として認定を受けた企業は職業相談窓口にて積極的にご紹介いたします！
就職面接会や所内の掲示等についても優先的にご案内・ご紹介いたします！
「なんとなくあてはまりそう」「興味ある」等、少しでも興味がありましたら、お気軽にお問い合わせください！！

【ユースエール認定に関するお問い合わせ先】

神奈川労働局　職業安定課　若年対策係
〒231-0015　横浜市中区尾上町5-77-2　大和地所馬車道ビル3階

HP　https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawaroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/_120575.html
TEL　045-650-2800　ユースエール担当

ちゃんとチェック！

最低賃金

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

神奈川県 最低賃金

令和7年
10月4日から
時間額

1,225円

前年比 UP 63円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！
最低賃金に関する
特設サイト
最低賃金　特設サイト　検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
神奈川労働局または
最寄りの労働基準監督署へ
神奈川労働局　検索

賃金引上げ
特設ページ
賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。
賃金引上げ特設ページ　検索

中小企業事業者
の皆さんへ
業務改善
助成金
最大600万円を助成

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

働く人も、雇う人も。
必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の
都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿円

B 日給の方

日給 ＿＿＿円 ÷ 1日の平均所定労働時間 ＿＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿円

C 月給の方

月給 ＿＿＿円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 ＿＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿円

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

❶ 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
❷ 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！

業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター
0120-366-440

詳しくは、こちら
業務改善助成金 検索

支給の要件

- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払い
- 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック！

助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
審査
2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
審査
4 支給

手続きを動画でチェック！

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（R7.9）